

⑨預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について（キャッシュカード・通帳）

当金庫では、万一、個人のお客さまが、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）による預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

◎預金等の不正な払戻し被害に係る補償基準等について

補償の基となるルール	預金者保護法による補償		信用金庫業界の自主ルールによる補償
	偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害	盗難通帳（証書）被害
お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。		
お客さまに過失があった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	原則として当金庫所定の補償割合により補償させていただきます。
お客さまに故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。		
補償のためにご協力いただく事項	①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力	①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③警察署への被害届の提出やその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものの提示	

◎お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

預金等の不正な払戻し被害に遭われたときに、お客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意ください。

なお、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合は以下のとおりです。

	「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合
偽造・盗難キャッシュカード被害	①他人に暗証番号を知らせた場合（※） ②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 ③他人にキャッシュカードを渡した場合（※） ④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 ※病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。	(1) 次の①または②に該当する場合 ①生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測される書類等（免許証など）とともに携行・保管していた場合 ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 (2) 次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合でこれらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合 ①暗証番号の管理 ア．生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合 イ．暗証番号をロッカー、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合 ②キャッシュカードの管理 ア．キャッシュカードを入れたお財布などを第三者に容易に奪われる状態においた場合 イ．酪てい等キャッシュカードを第三者に容易に奪われる状況においた場合 (3) その他上記（1）、（2）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
盗難通帳（証書）被害	①他人に通帳（証書）を渡した場合（※） ②他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合（※） ③その他お客さまに①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 ※病気の方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。	①通帳（証書）を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合 ②届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管した場合 ③印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合 ④その他お客さまに①～③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

◎盗難キャッシュカード・盗難通帳（証書）被害が発生した場合の留意点

- ①盗難キャッシュカード・盗難通帳（証書）被害に対する補償対象は、原則として当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。
- ②お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族等によってご預金等が引き出された場合や被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合などには、補償をいたしかねる場合があります。

⑬外国送金を行う方々へ

外国為替及び外国貿易法に基づく「貿易に関する支払規制」及び「資金用途規制」への対応について

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法に基づき様々な経済制裁措置を講じているところです。これに関し、金融機関及び資金移動業者（以下「金融機関等」という。）は、すべてのお客様の外国送金等について、北朝鮮の「貿易に関する支払規制」及び核開発等に関連する「資金用途規制」並びにイランの核開発等及び大型通常兵器に関連する「資金用途規制」に該当しないことの確認を行うこととなっています。なお、これらの送金のうち、①北朝鮮及びイランに対する送金及び②北朝鮮及びイランとは別の第三国への送金のうち北朝鮮及びイランに係る送金については、より詳細な確認を行うよう金融機関等へ要請しております。

外国為替及び外国貿易法に基づく送金の規制（北朝鮮及びイラン関連抜粋）

- 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの（平成18年10月14日実施）
 - ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（平成21年6月18日実施）
- 北朝鮮の「資金用途規制」
- ・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（平成21年7月7日実施）
- イランの「資金用途規制」
- ・「イランの核活動等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（平成19年2月17日実施）
 - ・「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（平成22年8月3日実施）

つきましては、上記①及び②の取引がある場合には、金融機関等に対して申告頂く等、金融機関等へのご協力をお願い致します。なお、それ以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載又は上記規制に該当しない旨の申告等を金融機関等から要請された場合には、当該要請への対応について、ご理解とご協力をお願いします。

また、金融機関等がお客さまのために北朝鮮関連の外国からの送金及びイランからの送金を受けた場合にも、金融機関等は確認を行うこととされておりますので、その際の金融機関等からの確認の要請への対応についても、ご理解とご協力をお願いします。

○お問い合わせ 財務省国際局調査課 外国為替室、為替実査室 03-3581-4111（内線5407、5405）～財務省～